

平成27年（ワ）第13029号、第23567号

TPP 交渉差止違憲確認等請求事件

原告 原中 勝征 他1581名

被告 国

## 原告第20準備書面

2016年10月18日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告 内 田 聖 子

### 第1 はじめに

私は、南と北の人びとが対等・平等に生きることのできるオルタナティブな（今のようでない、もうひとつの）社会をつくることをめざして調査研究や政策提言等の活動を行う特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（通称「PARC（パルク）」）の事務局長を務めています。

私は日本が TPP 交渉に参加する以前の 2010 年 12 月頃から、TPP 協定が持つ問題と日本への影響の大きさから、TPP の問題を国内外の市民社会の人々とともに訴えてきました。それは、国際 NGO の一員として、また 3 歳の子どもを持つ一人の母親として、この問題に関心を持ち、また懸念を抱かざるを得なかったためです。

### 第2 TPP 秘密交渉の問題点

#### 1 秘密交渉の過程

2010年10月、民主党の菅直人首相（当時）が TPP 交渉参加の意向を示しました。その際にほとんどのマスメディアは、「平成の開国」「グローバル化というバスに乗り遅れるな」といって交渉参加を促すような報道をしていました。しかし肝心の TPP 協定の内容や、どのような国がどのような意図をもって交渉に参加しているのか、また日本にとってのメリットは何か、デメリットは何かという点についてはほとんどふれられず、「農産物の関税が撤廃され消費者は得をする」「自動車などの工業品輸出が増える」などという単純な話に終始していました。

マスメディアが TPP の実態を伝えなかった理由の一つは、TPP 交渉そのものが非常に厳しい秘密主義であることに起因します。これは国民の知る権利を大きく侵害するものであります。

後にわかることになりましたが、TPP 交渉は日本がこれまで締結した貿易・投資協定と比較しても類がないほどの秘密性を持ち、国民・市民社会からすれば「異常」な協定です。参加国が交渉に参加する際には「保秘契約書」を他の参加国と締結せねばならず、日本も 2013 年 7 月、マレーシアのコタキナバルにて交渉参加をした際に、この契約書にサインをしています。しかもこの保秘契約書自体も秘密であるため、私たちは「何が秘密保持対象となり、違反した場合にはどうなるのか」という基礎的な事実さえ知ることができません。

この保秘契約書については、ニュージーランドの外務省が「ひな形」とされる文書を公開しており、そこから TPP 協定で交わされた文書の内容が類推できますが、それによれば「交渉の過程に関する内容は、協定発効後も 4 年間は秘密にしなければならない」ことが記されています。2006 年に 4 カ国で交渉が始まり、2010 年に米国が参加した TPP 協定は、その交渉経過は膨大な文書となるでしょうし、特に私たちにとっては日本が参加して以降の交渉内容は重要な意味を持ちます。

4月の国会答弁にて、森山農水大臣（当時）は、「聖域5品目のうち、無傷だったのはゼロ」と答弁しました。その一方、野党が求めた甘利大臣と米国通商交渉代表部（USTR）のフロマン代表との交渉過程を記載した文書の開示請求については、黒塗りの文書が出てきました。石原 TPP 担当大臣の答弁も「外交上の秘密なのでお答えできない」という答弁に終始しました。国会決議にも違反し、また実際に大きな打撃を受けるような結果となった交渉について、保秘契約があるからといって一切を説明しないというのは、知る権利に加え、私たち国民の実益にも反する重大な問題があると考えます。

## 2 TPP 交渉が従前と比較して異質な交渉であること

一般的に、貿易交渉については、例えば軍事・外交上の重大機密事項のような内容が含まれているとは言えません。実際に、過去の貿易協定・交渉においては、例えば WTO 交渉についていえば、ここまでの秘密主義ではありませんでした。我々 NGO を含め、農業団体や環境団体などに対しても交渉内容はある程度政府から開示され、実際の交渉現場では、政府交渉官と諸団体との間で、「今実際にこうなっている」「相手国はこのような主張をしている」などの交渉にかかわる情報が何の問題もなく伝えられてきました。

私自身も TPP 交渉会合に何度も足を運び、国内外の NGO や労働組合、農業団体とともに情報収集を行ってきましたが、TPP 交渉会合においては日本政府から日本のステークホルダー向けの説明会がもたれるものの、そこでは交渉の概要がごく限られた時間で語られるのみで、交渉の具体的な内容は一切説明されません。同席していた農業団体の方は「せっかくここまで来たのに、これほど何も教えてもらえないのか。WTO の頃はこのようなことではなかったのに」と述べておられま

した。

国民の生活全般に影響が及ぶ貿易協定の交渉について、ここまで秘密にする理由はありません。2015年3月、野党議員が「TPPのように『秘密保持契約』に日本がサインをした交渉は過去あったのか」と質問すると、外務省の齋木尚子経済局長は「TPP以外に例はない」と答えています。WTO以降の貿易交渉については、多くの交渉においてこの秘密主義が貫かれています。なぜかつてより秘密性を高めなければならないのか、その合理的な理由を政府は国民に説明すべきです。そうでない限り、少なくとも過去の貿易協定レベルの情報公開と説明責任を果たすよう求めることは、国民にとって当然の権利であります。

### 3 政府の情報公開が不十分であること

また日本政府の情報公開と説明も不十分です。交渉中、TPP協定に関する説明会は主に政府が選んだ業界団体や企業向けのものが開催されてきましたが、そこにはこれまで政府に申し入れをしたり問い合わせをした市民団体にしか参加資格はなく、公開という形で市民が自由に参加できる説明会が開催されたのは、2015年5月になってから、3回しか開かれていません。またその際も抽選制度となっており、インターネット中継などもないため情報の届く先は極めて限られていました。さらに交渉妥結後には1度だけ政府による説明会が開催されましたが、11月4日の協定文公開（ニュージーランド政府によるウェブサイトでの発表）以降は、日本政府は一度も公開の説明会を開催しないまま今日に至っています。

各国の対応は日本政府とは真逆です。ニュージーランドやオーストラリア、カナダでは交渉が妥結し協定文が公開された以降、国民への公聴会やパブリックコメントを開始しています。説明会は各地で何

か所も行われており、毎回政府担当者も同席をし質疑も行われています。これまで秘密交渉だった TPP については、各国市民からも大きな批判の声が上がっており、課せられた条件は各国で同じであれ、これらの国々の政府の姿勢からは、民主主義のもとでの情報公開や説明責任をできるだけ果たし、その上での国会批准を行おうという、国民の知る権利に対する最低限度の配慮と責任を感じ取れます。少なくともこれらの国々と同等の説明責任を果たすべきであるにもかかわらず、現時点で行っていない日本政府の姿勢は問題であると言わざるを得ません。

### **第3 TPP が私たちの生活に与える悪影響**

TPP では多岐にわたる分野において私たちの生活に影響を与えます。中でも多くの国民が心配しているのが食の安心・安全です。私自身、6000 ページ以上の膨大な協定文を読み解き問題点を指摘する「TPP テキスト分析チーム」を研究者や弁護士、市民団体の仲間とともに立ち上げ、今日までその作業を進めてきましたが、様々な点で多くの問題を発見することができます。食の安心、安全に関していうならば、以下の点が懸念されます。

#### **1 TPP は、遺伝子組み換えなどのバイオテクノロジーを使った農産物を、新しい貿易ルールの対象にすることを明記した初めての貿易協定であること**

これまでの貿易協定と異なり、TPP では遺伝子組み換え作物が貿易ルールの対象にすることが明記されました。しかもこれは、食の安心・安全に関わる章（TBT 章、SPS 章）ではなく、第 2 章「農産物の市場アクセス」に位置付けられています。またここでは「遺伝子組み換え

に関する作業部会」の設置も規定されており、ここにはステークホルダーとして企業や業界団体も関与していく可能性が明示されています。

遺伝子組み換え作物を推進する側の業界が、貿易のルールを決める側に参画できるということは、今後遺伝子組み換え作物のさらなる推進がなされることはあっても、規制をしていく可能性は低いといえます。

## 2 各国が予防原則に基づき、安全確保のためにとる措置が TPP では排除されること

TPP 第 7 章「衛生植物検疫 (SPS)」にて、「リスク分析主義」が採用されました。これは、各国が主権を行使してある農産物の輸入を拒否するためには、科学的な危険性を完全に証明しないと規制できないという考え方です。遺伝子組み換え作物など人間や環境に悪影響を与える危険性があったり、その根拠が研究途上にあるようなものについて、完全にその危険が立証されていなくても、各国政府は自身の判断でそれを避ける権利をもっています。

しかしリスク分析主義のもと、「科学的な危険性を完全に証明しなければならない」となれば、ほとんどのものが証明できないでしょう。それならば輸入を禁止したり規制を強化できないのだとしたら、「危険性のあるものを避ける」という行為は不可能となります。これは私たち消費者一人ひとりの「食べたくない」「買いたくない」という当然の権利や選択を奪うことにもつながります。

## 3 「透明性の確保」という名のもとに、各国の食品表示に策定に、外国の利害関係者が関与できてしまうこと

TPP 協定では、「透明性の確保」「貿易の円滑化」が重視されること

が明確に規定されています。TPP 協定「TBT 章」においては、TBT 委員会が設置され、各国が様々な基準をつくる前に 12 カ国の専門委員会、作業グループをつくり、利害関係者が関与できることが決められています。新しい表示をつくる際には、実施 60 日前に貿易相手国の事業者意見に意見を述べる機会も与えられます。先述の遺伝子組み換え作物に関する作業部会と同様に、遺伝子組み換え食品を推進する側がルールづくりに参画するということは、推進はあっても規制の強化はほぼ不可能でしょう。日本政府は、「遺伝子組み換え食品の表示義務制度は変更がないので安心してください」との説明をしていますが、それはあくまで現時点で決まった交渉内容についてであって、今後 TPP 協定が発効し、TBT 委員会が日常的に機能していく中で、表示義務制度が徐々に緩和されていくことはかなり高い可能性として指摘できます。

実際、TPP 協定は「生きた協定」「進化する協定」と言われる通り、発効後も 3 年以内に協定全体の内容が見直されたり、再交渉・再協議を行うことが明確に規定されている分野もあります。それに輪をかけ、日本政府は他国と比較しても遺伝子組み換え作物の承認件数が非常に多く、昨今では加工品の原材料を非遺伝子組み換えトウモロコシから遺伝子組み換え作物に切り替えるメーカーが増えるなど（発泡酒など）、私たちは TPP 以前に、日本政府の方針自体に大きな懸念を抱いています。こうした状況の中で、TPP が発効してしまえば、各種の委員会の中で遺伝子組み換え食品の規制緩和を求められた際に、日本政府が国民の健康を守るという観点で規制緩和に反対してくれるとは到底思えません。

これらの懸念に加え、TPP と並行して行われてきた日米並行協議の中で米国は様々な要求を日本にしていることが政府発表の資料からも読み取れます。

その一つが B S E 対策の規制緩和であります。すでに日本政府はこの要求を受け、2016 年 2 月～6 月 17 日 食品安全委員会専門調査会はずべての月齢の B S E 検査を「不要」と評価決定しています。また日本政府は米国产牛由来のゼラチン・コラーゲンの輸入を解禁し、2016 年 8 月 30 日、食品安全委員会は BSE 検査廃止することを厚生労働省に答申しました。このように TPP と日米並行協議の二つによって、TPP が発効してないにもかかわらず食の安心・安全に関する基準がなし崩し的に後退していくことに私たちは強い懸念をもっています。

米国で遺伝子組み換え作物の生産が始まったのは 1996 年で、約 20 年前からです。この 20 年で米国人の健康状態は悪化しており、とりわけ慢性疾患の増加が指摘されています。同時に、子どもたちの健康状態が悪化しており、アレルギーや自閉症、肥満などが増加しています。多くの小児科医や専門家が、子どもたちの食に関する問題と健康との関連性を指摘しており、遺伝子組み換え食品が要因であることを指摘する声も多くみられます。遺伝子組み換え作物の方法の一つに、殺虫剤生成がありますが、これは害虫の腸壁を破壊し殺すように遺伝子が組み替えられたものです。開発したモンサント社などは人体への影響はないといわれていますが、健康を害した多くの子どもたちが腸の具合が悪くなったことに起因し、免疫機能の低下を引き起こし、それが様々な症状を誘発していることがわかっています。米国の親たち（特に若い母親たち）は、これらの危険を最大限避けるように、遺伝子組み換え表示義務制度を求めたり、オーガニック食品の流通を増やすよう各州で大きな行動を起こし、議員や政府にも働きかけています。

実際、国際的には遺伝子組み換え作物の危険性は確実なものになりつつあります。2015 年 3 月 20 日、国連 WHO の外部研究機関である「国際がん研究機関 (IARC)」は、遺伝子組み換え作物を生産する際



に使用するラウンドアップ（その主成分グリホサート）を発ガン性の2Aのグループに分類すると発表しました。2Aとは、動物実験での発ガン性は確認されたがヒトでの発ガン性についてはデータがまだ不十分ということで「おそらく発ガン性があるもの」として規定される。映画で示された有害性の一部が国連機関でも認められたこととなります。

また国連食糧農業機関（FAO）は、世界の食糧保障のために必要なのは、遺伝子組み換えを使った農業のような大規模モノカルチャーではなく、生態系や農民、女性の権利を守るアグロエコロジーであると指摘し、2014年を国際家族農業年に設定し、小規模家族農業とアグロエコロジーの普及を進めています。さらにこれまで貿易自由化を進めてきた国連貿易開発会議（UNCTAD）も、“Wake up before it is too late”（手遅れになる前に目覚めよ）という報告書にて、遺伝子組み換えの農業などの大規模モノカルチャーを早急に小規模家族農業に転換しなければ気候変動や飢餓の問題で破局的事態が訪れるとして警告を発しています。このように遺伝子組み換え作物や食品については、多くの国際的知見が積み重ねられてきた結果、あらゆる観点から有益ではなく、むしろ「有害」であることが立証されつつあり、それを避けることは一国家としては当たり前の選択となっています。

今後、科学的な研究がさらに積み重ねられ、因果関係が明確になることを期待しますが、しかし子どもたちは遺伝子組み換え企業の実験台ではありません。少しでも危険性がある食べ物については、可能な限り避けたいと願うのは親として当然です。そしてそうした親の意思を、法律や規制によって保障する責任が政府にはあります。つまり私たちが、危険性のあるものを避ける権利を、国は明確に保障する責任があるのです。遺伝子組み換え食品をはじめ危険性のある食べ物の輸

入を推進し、また規制緩和を加速させる TPP は私たちの暮らしや主権を脅かす以外の何物でもありません。日本での批准はもちろん、どの国においてもこのような大企業優先のルールを認めてはならないと強く訴えます。

以上